

第2条別表 弁護士報酬表
(消費税別途)

事件等	報酬の種類	報酬の額	備考
法律相談	1 法律相談 初回市民法律相談料	30分ごとに5000円	初回法律相談とは、事件単位で個人から受け る初めての法律相談であって、事業に関する 相談を除くもの
	一般法律相談料	30分ごとに5000円以上2万5000円以下	一般法律相談とは、初回市民法律相談以外の 法律相談
	2 書面による鑑定 鑑定料	一鑑定事項につき10万円以上30万円以下	事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は依頼者と協議のうえ定める
民事事件	1 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、労働審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件 着手金	経済的利益の額が 300万円以下の場合 8%	着手金及び報酬金は、事件の内容により、 30%の範囲内で増減額することができる。
		300万円を超える場合 5%+9万円	経済的利益の額が125万円未満の事件の着手 金は、10万円を限度に増額することができる。
		3000万円を超える場合 3%+69万円	
		3億円を超える場合 2%+369万円	
	報酬金	経済的利益の額が 300万円以下の場合 16%	示談交渉事件から引き続き調停事件を受任す るときの着手金は、1により算定された額の2 分の1。
		300万円を超える場合 10%+18万円	
		3000万円を超える場合 6%+138万円	
		3億円を超える場合 4%+738万円	
		1を準用する。ただし、その3分の2に減額する ことができる。	
民事事件	2 調停事件及び示談交渉事件 着手金及び報酬金		示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟 その他の事件を受任するときの着手金は、1 又は5により算定された額の2分の1。 経済的利益の額が125万円未満の事件の着手 金は、10万円を限度に増額することができる。
	3 契約締結交渉 着手金	経済的利益の額が 300万円以下の場合 2%	着手金は、5万円を最低額とする。
		300万円を超える場合 1%+3万	次の場合、経済的利益の額を、紛争の実態又 は依頼者の受ける経済的利益の額に相応する まで、増額することができる。
		3000万円を3億円以下の場合 0.5%+18万	一 請求の目的が解決すべき紛争の一部である ため、算定された経済的利益の額が紛争の 実態に比して明らかに小さいとき。
	報酬金	3億円を超える場合 0.3%+78万	二 紛争の解決により依頼者の受ける実質的 な利益が、算定された経済的利益の額に比して 明らかに大きいとき。
		経済的利益の額が 300万円以下の場合 4%	
		300万円を超える場合 2%+6万	
		3000万円を3億円以下の場合 1%+36万	
4 督促手続事件	着手金	3億円を超える場合 0.6%+156万	
		経済的利益の額が 300万円以下の場合 2%	着手金は、5万円を最低額とする。
		300万円を超える場合 1%+3万	着手金及び報酬金は、事案の内容により、 30%の範囲内で増減額することができる。
		3000万円を超える場合 0.5%+18万	督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金 は、1又は5により算定された額と左記によ り算定された額との差額とする。
		3億円を超える場合 0.3%+78万	

第2条別表 弁護士報酬表
(消費税別途)

		報酬金	1又は5の規定により算定された額の2分の1。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。	金銭等の回収のため民事執行事件を受任するときは、督促手続事件の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として、1により算定された額の3分の1を、報酬金として同条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることができる。
5 手形、小切手訴訟事件	着手金	経済的利益の額が 300万円以下の場合 300万円を超える場合 3000万円を超える場合 3億円を超える場合	4% 2.5%+4万5千 1.5%+34万5千 1%+184万5千	着手金は、5万円を最低額とする。 着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。 通常訴訟に移行したときの着手金は、1により算定された額と左記により算定された額との差額とし、その報酬金は、1を準用する。
	報酬金	経済的利益の額が 300万円以下の場合 300万円を超える場合 3000万円を超える場合 3億円を超える場合	8% 5%+9万 3%+69万 2%+369万	
6 離婚事件		離婚事件の内容		離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、離婚調停事件の着手金の額の2分の1
	着手金	離婚調停事件又は離婚交渉事件	20万円以上50万円以下	離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1。
	報酬金	"	20万円以上50万円以下	
	着手金	離婚訴訟事件	30万円以上60万円以下	
	報酬金	"	30万円以上60万円以下	財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、1又は2の規定により算定された着手金及び報酬金の額を加算する
7 境界に関する事件	着手金及び報酬金	それぞれ30万円以上60万円以下		境界に関する事件とは、境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟、調停、示談交渉をいう 着手金及び報酬金は、1により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、1による。
民事事件				境界に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、それぞれ3分の2に減額することができる。
				境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、左記により算定された額のそれぞれ2分の1
				境界に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、左記により算定された額の、それぞれ2分の1
8 借地非訟事件	着手金	借地権の額が 5000万円以下の場合 5000万円を超える場合	20万円以上50万円以下 前段の額に5000万円を超える部分の0.5%を加算した額	借地非訟に関する調停事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、左記により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、左記による額の2分の1。

第2条別表 弁護士報酬表
(消費税別途)

		報酬金	申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、1により算定された額	借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、左記による額の2分の1とする。
			相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、1により算定された額	
9 保全命令申立事件等	着手金	1により算定された額の2分の1 審尋又は口頭弁論を経たときは、1により算定された額の3分の2	本件事件と併せて受任したときでも本件事件と別に受けることができる。	
	報酬金	事件が重大又は複雑なときは、1の報酬金の額の4分の1 審尋又は口頭弁論を経たときは、1の報酬金の額の3分の1 本件の目的を達したときは、1の報酬金に準じて受けることができる。	保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、10を準用する。	保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万円を最低額とする。
10 民事執行事件等		執行事件の内容		本件事件と併せて受任したときでも本件事件とは別に受けることができる。この場合の着手金は、1の3分1を限度とする。
	着手金	民事執行事件	1の2分の1	
	報酬金		1の4分の1	
	着手金	執行停止事件	1の2分の1	民事執行事件及び執行停止事件の着手金は5万円を最低限度とする
	報酬金		事件が重大又は複雑なときは1の4分の1	
民事事件	11 倒産整理事件	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模等に応じて定め、それぞれ次の額とする。 (1) 事業者の自己破産事件 50万円以上 (2) 非事業者の自己破産事件 20万円以上 (3) 自己破産以外の破産事件 50万円以上 (4) 会社整理事件 100万円以上 (5) 特別清算事件 100万円以上 (6) 会社更生事件 200万円以上	ただし、これらの事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれる。 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件(免責異議申立事件を含む。)のみを受任した場合の着手金は、左記の2分の1。この場合の報酬金については左記のとおりとする。
		報酬金	(1)(2)は、依頼者の免責が確定したときに限り、受領した着手金の額を限度として、報酬金を受けることができる。 (3)～(6)の報酬金は、1を準用する。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定する。	
12 民事再生事件	着手金	資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模等に応じて定め、それぞれ次の額とする。	ただし、これらの事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれる。	

第2条別表 弁護士報酬表 (消費税別途)

第2条別表 弁護士報酬表
(消費税別途)

事件等	報酬の種類	報酬の額		備考
刑事事件	1 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な事件	着手金	30万円以上50万円以下	
		報酬金	起訴前の不起訴	30万円以上50万円以下
			起訴前の求略式命令	上記の額を超えない額
			起訴後の刑の執行猶予	30万円以上50万円以下
			起訴後の求刑された刑が減輕された場合	上記の額を超えない額
	2 起訴前及び起訴後の前段以外の事件及び再審事件	着手金	30万円以上	
		報酬金	起訴前の不起訴	30万円以上
			起訴前の求略式命令	30万円以上
			起訴後（再審事件を含む）の無罪	50万円以上
			起訴後の刑の執行猶予	30万円以上
			起訴後の求刑された刑が減輕された場合	軽減の程度による相当な額
	3 再審請求事件	着手金	30万円以上	
		報酬金	30万円以上	
少年事件	4 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件	着手金及び報酬金	依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。	
	5 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続	着手金	30万円以上	
		報酬金	30万円以上	
	1 少年事件	少年事件の内容		
		着手金	1 身柄が拘束されている事件	30万円
			2 身柄が拘束されていない事件	20万円
			3 抗告、再抗告及び保護取消事件	20万円
		少年事件の結果		
		報酬金	1 非行事実なしに基づく審判不開始又は不分	40万円以上

第2条別表 弁護士報酬表
(消費税別途)

少年事件	2 身柄事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	30万円	送致された事件が複数である場合及び事件が追加して送致され併合された場合の着手金及び報酬金の算定については、一件の少年事件として扱うものとする。ただし、追加送致された事件により、少年の環境調整などのために著しく執務量を増加させるときには、追加受任する事件につき、依頼者との協議により適正妥当な着手金を受領することができる。
	3 在宅事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察	20万円	少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときは、刑事事件の着手金及び報酬金による。

事件等	分類	手数料額		備考
1 証拠保全 (本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けられることがある。)	基本	20万円に民事事件の1により算定された額の10%を加算した額		
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額		
2 即決和解 (本手数料を受けたときは契約書その他文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。)	示談交渉を要しない場合	300万円以下の場合	10万円	
		300万円を超える場合	1%+7万	
	示談交渉を要する場合	3000万円を超える場合	0.5%+22万	
		3億円を超える場合	0.3%+82万	
3 公示催告		示談交渉事件として、民事事件の2, 5, ないし7により算定された額		
		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額		
4 倒産整理事件の債権届出	基本	5万円以上10万円以下		
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額		
5 簡易な家事審判(家事事件手続法別表第1に掲げる事項についての家事審判事件で事案簡明なもの。)		10万円以上20万円以下		
1 法律関係調査(事実関係調査を含む。)	基本	5万円以上20万円以下		
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額		
2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの	5万円以上10万円以下	
		経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	10万円以上30万円以下	

弁護士報酬(消費税別途)

		経済的利益の額 が1億円以上の もの	30万円以上
非定型	基本	300万円以下の場合	10万円
		300万円を超える場合	1%+7万
		3000万円を超える場合	0.3%+28万
		3億円を超える場合	0.1%+88万
公正証書にする 場合	特に複雑又は特 殊な事情がある 場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
	上記の手数料に3万円を加算する。		
3 内容証明郵 便作成	弁護士名の表示 なし	基本	3万円
		特に複雑又は特 殊な事情がある 場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示 あり	基本	5万円
		特に複雑又は特 殊な事情がある 場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
4 任意後見契 約又は任意代 理契約	任意後見契約又 は任意代理契約 締結に先立って 行う依頼者の事 理弁識能力の有 無及び程度、財 産状況その他依 頼者の財産管理 又は身上監護に 当たって把握す べき事情等の調 査	基本	5万円以上20万円以下
		特に複雑又は特 殊な事情がある 場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	任意後見契約締 結後から当該契 約が効力を生ず るまで、又は任 意代理契約締結 後から当該契約 に基づく財産管 理が開始される までの間になさ れる訪問による 面談	一訪問につき5千円以上3万 円以下	

裁判外の手数料	委任事務の処理	任意後見契約又は任意代理契約に基づく基本委任事務(依頼者の日常生活を営むために必要な基本的な事務をいう。以下同じ)の処理	月額5千円以上5万円以下				
		基本的委任事務の範囲外の事務処理	基本委任事務に加えて収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額3万円以上10万円以下			
			裁判手続等を要する場合	本規程の他の条項に基づき算定された手数料、着手金又は報酬金の額			
5 遺言書作成	定型		10万円以上20万円以下				
	非定型	基本	300万円以下の場合	20万円			
			300万円を超える3000万円以下の場合	1%+17万			
			3000万円を超える3億円以下の場合	0.3%+38万			
		特に複雑又は特殊な事情がある場合	3億円を超える場合	0.1%+98万 弁護士と依頼者との協議により定める額			
6 遺言執行	公正証書にする場合		上記の手数料に3万円を加算する。				
	基本		300万円以下の場合	30万円			
			300万円を超える3000万円以下の場合	2%+24万			
			3000万円を超える3億円以下の場合	1%+54万			
			3億円を超える場合	0.5%+204万			
会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算		特に複雑又は特殊な事情がある場合				
			弁護士と受遺者との協議により定める額				
			遺言執行に裁判手続を要する場合				
			遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。				
			資本額若しくは総資産額のうち高い方の額又は増減資額に応じて以下により算出された額				
		1000万円以下の場合					
		1000万円を超える2000万円以下の場合					
		2000万円を超える1億円以下の場合					
		1億円を超える2億円以下の場合					

弁護士報酬(消費税別途)

		2億円を超える場合 0.5%+230万
		20億円を超える場合 0.3%+630万
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
7 会社設立等 以外の登記等	申請手続	1件5万円。ただし、事案によっては、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1通につき1000円とする。
8 株主総会等 指導	基本	30万円以上
	総会等準備も指導する場合	50万円以上
9 現物出資等証明 (会社法33条第10項等に基づく証明)		1件30万円。ただし、出資等にかかる不動産価格及び調査の難易、繁簡等を考慮し、弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することができる。
10 簡易な自賠責請求 (自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)		次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができる。 給付金額が150万円以下の場合 3万円 給付金額が150万円を超える場合 紹介料の2%

顧問料	
事業者	月額5万円以上
非事業者	年額6万円 (月額5000円)以上
日 当	
半日 (往復2時間~4時間まで)	1万円以上3万円以下
1日 (往復4時間を超える場合)	3万円以上7万円以下